

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成29年11月21日（平成29年（行情）諮問第446号）

答申日：平成30年2月27日（平成29年度（行情）答申第481号）

事件名：「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」について担当部局が作成した文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

次の3文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 平成26年7月10日 事務連絡

文書2 武力攻撃に至らない侵害への対処に関する検討（回答フォーマット）

文書3 取組の強化及び手続の迅速化等の対象とすべきケース等

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月7日付け閣副事態第411号により内閣官房副長官補（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った別紙の行政文書開示請求に対して、平成27年10月30日付け閣副事態第320号をもって通知した行政文書開示決定処分に関し、平成29年8月22日付け閣総企第113号をもって内閣総理大臣が行った裁決を踏まえ、処分庁において「平成26年7月10日 事務連絡」（文書1）、「武力攻撃に至らない侵害への対処に関する検討（回答フォーマット）」（文書2）及び「取組の強化及び手続の迅速化等の対象とすべきケース等」（文書3）の3文書（本件対象文書）を新たに特定し、法5条3号、5号及び6号に該当することを理由に原処分を行ったところ、審査請求人から、一部に対する不開示決定の取消しを求めて本件審査請求が提起されたものである。

2 本件対象文書について

本件開示請求に係る対象文書は、「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」、「離島等に対する武装集団による不法上陸事案に対する政府の対処について」及び「公海上で我が国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における当該侵害行為への対処について」（いずれも平成27年5月14日閣議決定）について担当部局が作成した当該閣議決定に係る行政文書について、平成27年10月30日付け閣副事態第320号をもって通知した行政文書開示決定処分に関して、平成29年8月22日付け閣総企第113号をもって内閣総理大臣が行った裁決を踏まえ、新たに特定した文書である。

3 不開示とした部分とその理由

- (1) 文書1のうち、国の機関の非公表の電話番号及び内線番号並びに職員の電子メールアドレスについては、公にすることにより、緊急用及び部内外との連絡用の連絡先が明らかとなり、いたずらや偽計等に仕様されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部内外との連絡に支障を来すおそれがあると認められることから、法5条6号により不開示としたことは妥当である。
- (2) 文書1ないし文書3のうち、意見提出省庁が推測される記述については、公にすることにより、武力攻撃に至らない侵害への対処に係る我が国の政府機関が講じる具体的措置又はその方針の手の内及び検討内容が明らかとなり、外国政府等により対抗措置が講じられ、我が国への侵害行為が容易となり、国の安全が害されるとともに、外国政府との交渉上不利益を被るおそれ及び関係省庁間の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、法5条3号及び5号により不開示としたことは妥当である。
- (3) 文書2のうち、検討項目に係る記述の一部については、公にすることにより、武力攻撃に至らない侵害への対処に係る我が国の政府機関が講じる具体的措置又はその方針の手の内及び検討内容が明らかとなり、外国政府等により対抗措置が講じられ、我が国への侵害行為が容易となり、国の安全が害されるとともに、外国政府との交渉上不利益を被るおそれがあると認められることから、法5条3号により不開示としたことは妥当である。
- (4) 文書3のうち、各ケースにおける論点の整理に係る記述の一部については、公にすることにより、武力攻撃に至らない侵害への対処に係る我が国の政府機関が講じる具体的措置又はその方針の手の内及び検討内容が明らかとなり、外国政府等により対抗措置が講じられ、我が国への侵害行為が容易となり、国の安全が害されるとともに、外国政府との交渉

上不利益を被るおそれがあると認められることから、法5条3号により不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、原処分における不開示対象部分について、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張しているが、処分庁は、上記3のとおり、本件開示請求を受け、対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。したがって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当である。

5 結語

以上のとおり、本件対象文書につき、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成29年11月21日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月4日 | 審議 |
| ④ 平成30年2月9日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書3である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 我が国政府機関の非公表の内線番号等について

文書1の1枚目右下の不開示部分には、国の機関の非公表の内線番号、政府関係者の電子メールアドレス及びFAX番号が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、緊急用及び部外との連絡用の連絡先が明らかとなつて、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 武力攻撃に至らない侵害への対処に関する検討に係る情報について

文書1の1枚目留意事項(3)、文書2及び文書3の各不開示部分に

は、武力攻撃に至らない侵害への対処に関する関係各政府機関における検討事項が、当該政府機関を特定し得る情報とともに記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、武力攻撃に至らない侵害への対処のために、特定政府機関が講じ得る具体的な施策及び課題等が明らかとなり、我が国の安全を阻害しようとする相手方をして、これを踏まえた対抗措置や行動を採ることを容易ならしめるなど、当該政府機関の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 付言

原処分に係る行政文書開示決定通知書（平成29年9月7日付け閣副事態第411号）の「3 不開示とした部分とその理由」の1行目には、「国の機関の非公表の電話番号」との記載があるが、文書1の当該不開示部分に記載されているのは「電話番号」ではなく「FAX番号」とであると認められる。

上記記載は明白な誤りであり、今後、開示決定等に当たっては、同様の事態が生じないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

別紙

下記3件の閣議決定について、担当部局が作成した行政文書の全て * 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望

- ① 「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」（2015年5月14日 閣議決定）
- ② 「離島等に対する武装集団による不法上陸等事案に対する政府の対処について」（2015年5月14日 閣議決定）
- ③ 「公海上で我が国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における当該侵害行為への対処について」（2015年5月14日 閣議決定）